

平成 2 9 年度 一般廃棄物処理実施計画

平成 2 9 年 3 月

安芸太田町

平成 29 年度 安芸太田町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 6 条第 1 項及び安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成28年条例第19号)第 7 条第 1 項の規定に基づき，平成 29 年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

安芸太田町長 小坂 眞治

1．対象区域及び区域内人口

(1) 対象区域

安芸太田町とする。

(2) 区域内人口

6 , 4 6 0 人

2．一般廃棄物の発生量及び計画処理量

(1) ごみ（固形状一般廃棄物）

(t / 年)

種 類	発生量	計画処理量	集団回収量
燃 え る ご み	1,116	1,116	0
資 源 ご み	216	138	78
燃 え な い ご み	80	80	0
プラスチックごみ	171	171	0
粗 大 ご み	49	49	0
一 時 多 量 ご み	12	12	0
不 法 投 棄 ご み	0	0	0
流木及び枝葉・草	607	607	0

(2) 生活排水（液状一般廃棄物）

(kl / 年)

種 類	発生量	計画処理量	自家処理量
し 尿	634	606	28
浄 化 槽 汚 泥	2,484	2,484	0

３．一般廃棄物の処理主体

(１) ごみ

(t / 年)

種 類	収集運搬	収集運搬 2,173	中間処理 2,173	最終処分等
燃えるごみ	委託（生活系）	450	直営（燃焼・選別） 1,116	委託（焼却） 広島市 広島市安佐南工場 1,116
	許可（事業系）	469		
	直接搬入	197		
	不法投棄	0		
資源ごみ	委託（生活系）	99	委託（ガラス） 55	
	許可（事業系）	7	委託（金属） 27	
	直接搬入	32	委託（古紙） 54	
	不法投棄	0	委託（布類） 2	
燃えないごみ	委託（生活系）	65	委託（電池） 6	委託（サーマル） 35
	許可（事業系）	6	委託（蛍光管） 2	
	直接搬入	9	委託（陶器等） 21	
	不法投棄	0	委託（小型電化等） 16 委託（可燃性残渣） 35	
プラスチックごみ	委託（生活系）	119	委託（PET） 3	委託（サーマル） 168
	許可（事業系）	18	委託（その他プラ） 168	
	直接搬入	34		
	不法投棄	0		
粗大ごみ	直 営	41	委託（金属等） 32	委託（サーマル） 17
	直接搬入	8	委託（可燃性残渣） 17	
	不法投棄	0		
一時多量ごみ （引越ごみ）	直 営	12	委託（金属等） 8 委託（可燃性残渣） 4	
直接搬入ごみ	排出者持込	-	それぞれのごみに計上	
不法投棄ごみ	原則町搬入	-	それぞれのごみに計上	
流木及び枝葉・草	許可（町内） （町外）	492 115	許可（資源化） 607	
災害ごみ	可能な範囲で対応			

(２) 生活排水

(kl / 年)

種 類	収集運搬	中 間 処 理	
		し尿・浄化槽汚泥処理	備 考
し 尿	直 営 606	委託（広島市） 606	広島市 西部水資源再生センター
浄 化 槽 汚 泥	許 可 2,484	委託（広島市） 2,484	

4. ごみ処理計画

(1) 計画処理区域内人口，計画収集人口等

・計画処理人口 6,460人

(2) 収集運搬計画

ア. 収集する廃棄物の種類

生活系ごみ

事業系ごみ

流木及び枝葉・草

不法投棄ごみ

一時多量ごみ（引越し及び多量ごみ）

災害ごみ

その他

イ. 収集方法

生活系ごみ

家庭から排出するごみ収集運搬は，次の表のとおり一部を業者委託とし，区分して収集する。

燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、プラスチックごみ及び粗大ごみは町の指定場所（ステーション）から収集。特定家庭用機器廃棄物は戸別収集とする。

分類	収集	ごみの例
燃えるごみ	業者委託	古紙類以外の紙，木くず，生ごみ等の燃やせるごみ
資源ごみ		缶，ビン，古紙類，衣類・布類
燃えないごみ		金物，陶器・ガラス類，有害物，小型電化製品等
プラスチックごみ		PET ボトル，その他プラスチック
粗大ごみ		家具類，廃家電製品，自転車，農機具等の大型ごみ
特定家庭用機器廃棄物	町	テレビ，洗濯機・衣類乾燥機，冷蔵庫・冷凍庫，エアコン

燃えるごみは紙製の町指定のごみ収集袋に，資源ごみ、燃えないごみ、PET ボトル及びその他プラスチックは透明の町指定のごみ収集袋を使用してステーションに排出する。但し、資源ごみは，缶、ビン、古紙類及び衣類・布類を別々に詰める。燃えないごみは，金物、陶器・ガラス類、有害物及び小型電化製品を詰める。PETボトルはプラスチックごみの指定袋に詰める。ごみ処理手数料は指定袋代金に含まれる。粗大ごみは，粗大ごみ利用券による収集である。料

金は，次表のとおり。

種 類	仕様	容量	1 袋又は 1 個 当たりの単価
燃えるごみ（大） （小）	紙製	21ℓ 12ℓ	35 円 20 円
資源ごみ	透明袋	30ℓ	30 円
燃えないごみ		30ℓ	50 円
プラスチックごみ		45ℓ	30 円
粗大ごみ利用券	1 個あたり		400 円
特定家庭用機器廃棄物	1 台あたり		3,780 円

特定家庭用機器廃棄物(テレビ，洗濯機・衣類乾燥機，冷蔵庫・冷凍庫，エアコン)の一部(注)を町が有料で指定引取場所へ収集運搬する。

(注)過去に販売したもの，買換えの際に引取りを求められたもの→電気販売店
上記以外のもの→町

なお，家庭向けパソコンの回収・リサイクルについては各メーカー及びパソコン 3 R 推進センターで実施している。

事業系ごみ

事業所から排出するごみは，当該排出者自らが安芸太田町大字穴のごみ処理施設に搬入し，町長の指示により処理を行う。ただし，自らが搬入できない場合は，町が許可した業者に収集運搬を依頼することができる。なお，区分については，原則として家庭ごみと同じごみを対象とし，指定袋による料金徴収を行う。

ごみ手数料は，指定袋を使用する場合は表 1。重量による場合は表 2 のとおりである。

表 1 指定袋による場合

種 類	仕様	容量	1 袋当たりの単価
4 5 ℓ袋	半透明	45ℓ	103 円
7 0 ℓ袋		70ℓ	154 円
9 0 ℓ袋		90ℓ	206 円

表 2 重量による場合

種 類	10kg 単価
燃えるごみ	113 円
資源ごみ	62 円
燃えないごみ	113 円
プラスチックごみ	139 円
粗大ごみ	154 円

流木及び枝葉・草

中国電力（株）のダム・発電所用水池に流入する流木及び枝葉等と公共団体が管理する道路沿いの倒木及び枝葉・草等は，その都度，ダム・発電所・道路管理者及び草刈り業務を請け負った者の責任において，町が許可した業者のごみ処理施設に搬入し，処理を行う。

不法投棄ごみ

不法投棄の清掃・回収により発生したごみの受入を実施する。不法投棄ごみについては，原則として町による収集運搬とする。

一時多量ごみ（引越し及び多量ごみ）

家庭から排出するごみ収集運搬以外で，引越等により一時的に大量発生するごみについては，電話連絡等による町による収集運搬を実施する。

収集車両の種類	収集運搬単価
2 t 車 1 台目	21,290 円（税込）
2 台目以降	7,610 円（税込）

災害ごみ

災害及び復旧作業等により発生したごみ（浸水した家具，畳等）の受入を行なう。自然災害を起因とする災害ごみについては，原則として町が収集運搬する。

その他

感染性廃棄物については、町で収集は行わないこととし、自己処理又は専門業者に委託して適正に処理することとする。

また、処分に支障を及ぼしたり、公害を発生したりするおそれがある廃棄物（適正処理困難物…タイヤ、農業用ビニール資材、鉄塊、コンクリート塊、廃油、塗料、農薬、動物用薬品、毒劇物、バッテリー、自動車、トナーカートリッジ、ガスボンベ・消火器等爆発の恐れのある物、家畜死体、家畜糞尿、下水汚泥、建設廃材）の全部又は一部について搬入を制限することがある。

ウ．収集回数

生活系ごみの収集回数は次のとおりとする。

種 類		収集回数
燃えるごみ		週 2 回
資源物ごみ	古紙類・衣類布類	月 1 回
	缶・ビン	週 1 回
燃えないごみ		週 1 回
プラスチックごみ	PET ボトル	月 1 回
	その他プラスチック	週 1 回
粗 大 ご み		年 4 回
特定家庭用機器廃棄物		年 4 回
一時多量ごみ		その都度

ごみ収集日程表

曜	区 分	収 集 地 域
月		安芸太田町（一部地域を除く） 一部地域 【毎週木曜日】鹿籠頭 【電話連絡・木曜日】打梨，那須，横川，草尾
火	燃えるごみ	
水	プラスチックごみ	
木	資源ごみ・燃えないごみ	
金	燃えるごみ	
○収集日が休日の場合 → 原則次回収集日に対応。 ○冬季の対応 → 収集時，路面凍結等の状況を現地にて確認。収集困難な場合は次回収集日に対応。		

古紙類及び PET ボトル

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町（一部地域を除く）	PET ボトル	第 1 月曜日
	古紙類	第 3 月曜日
一部地域については，【木曜日】の収集日にまとめて回収する。		

粗大ごみ・特定家庭用機器廃棄物及び一時多量ごみ

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町全域	粗大ごみ	年 4 回（指定日）
	特定家庭用機器廃棄物	年 4 回（指定日）
	一時多量ごみ	その都度

(3) 中間処理計画

ア．処理施設の概要

可燃ごみ中継施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター

所在地 山県郡安芸太田町大字穴

貯留能力 78 t

粗大ごみ処理施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター

所在地 山県郡安芸太田町大字穴

処理能力 9 t / 日

イ．処理方式及び処理量

種 類	処 理 方 法	処理量 (t / 年)
燃えるごみ	広島市安佐南工場にて焼却	生活系 事業系 直接搬入 不法投棄 1,116
資源ごみ	分別・圧縮等は町で実施，再生処理は業者に委託 可燃性残渣は，民間業者に焼却委託し，熱回収（サーマル）	金属類 27 ガラス類 55 古紙類 54 布類 2
燃えないごみ		陶器類 21 電池 6 蛍光灯 2 小型家電 16 可燃性残渣 35
プラスチックごみ	分別・圧縮等は町で実施，PETボトルの再生処理は業者に委託 その他プラスチックは，民間業者に焼却委託し，熱回収（サーマル）	PETボトル 3 その他プラスチック 168
粗大ごみ	分別・圧縮等は町で実施，金属類の再生処理は業者に委託 可燃性残渣は，民間業者に焼却委託し，熱回収（サーマル）	金属類 32 可燃性残渣 17
流木及び枝葉・草	許可業者で処理	再生処理 607
一時多量ごみ （引越ごみ）	種類ごとの分別・圧縮等。可燃性残渣は民間業者に焼却委託し，熱回収（サーマル）	資源化 8 可燃性残渣 4
不法投棄ごみ		不法投棄 0
災害ごみ		（可能な範囲で処理対応）

(4) 最終処分計画

ア．埋立処分施設の状況

燃えるごみの焼却処理は広島市へ委託し、広島市へ焼却委託できないその他の可燃性残渣は、民間業者へ焼却委託による熱回収を行う。陶器・ガラスくず等の不燃物残渣は、民間業者により路盤材等にリサイクルする。この計画により安芸太田町の施設では焼却残渣及びばいじん並びに埋立処分する不燃物残渣が発生しない為、安芸太田町では最終処分場を保有しない。

(5) 排出抑制のための方策

ア．住民及び事業者に対する啓発

古新聞、古雑誌、ダンボール、空き缶（アルミ）等は各地区廃品回収に出すようにするとともに再生ビン（リターナルビン）は、販売店と連携して再生利用するように努める。

また、特定家庭用機器廃棄物についても販売店等と連携して再資源化、再商品化を図る。

資源有効利用促進法に基づき、パソコンのメーカー等による回収・リサイクルに協力する。

イ．町における対策

庁内の事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等についてできるだけ再生品を使用する。

5. 生活排水処理計画

(1) 処理区域内人口，計画収集人口等

ア．処理区域内人口		6 , 4 6 0 人
イ．計画収集人口		9 8 2 人
ウ．浄化槽人口		3 , 2 3 6 人
エ．下水道人口		2 , 1 9 8 人
オ．自家処理人口		4 4 人

(2) 収集運搬・処分計画

ア．収集方法及び収集回数

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は，各戸収集方式を基本とする。

し尿の収集は，毎月のし尿汲取り計画表に基づき，町で概ね1回/月，各戸からの届出及び随時申込みにより町が収集する。

浄化槽汚泥は，許可業者により収集する。

(イ) し尿収集手数料(21.6 円/ℓ税込)は，納付書または口座振替により料金徴収する。

イ．処分及び運搬方法

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は，広島市の西部水資源再生センターへ運搬し処分を委託する。

(イ) 西部

水資源再生センターへの運搬は，し尿は町が行い，浄化槽汚泥は委託業者が行う。

ウ．処分委託量

し尿	606	kl / 年	浄化槽汚泥	2,484	kl / 年
----	-----	--------	-------	-------	--------